

## 報告第 1

### 専決処分の報告について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 8 月 26 日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

別紙

専 決 処 分 書

車両事故による和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年7月20日

白岡市長 藤井 栄一郎

- 1 事故発生日時 令和3年5月25日（火）午後5時52分頃
- 2 事故発生場所 白岡市小久喜 [REDACTED]
- 3 相手方 白岡市 [REDACTED]  
[REDACTED]
- 4 事故の概要 市職員が運転する公用車が、信号機の無い丁字路交差点内を直進走行中、交差点内に進入してきた相手方車両が公用車の右リヤドア付近に衝突したものである。
- 5 損害賠償額 19,513円